

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 商工振興課

許認可等の内容		大平まちづくり交流センター使用料の減免
根拠法令等及び条項		栃木市大平まちづくり交流センター条例第11条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市大平まちづくり交流センター条例第11条、栃木市大平まちづくり交流センター条例施行規則第3条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 栃木市大平まちづくり交流センター使用料の減免（条例第11条） 市長は、規則で定める事由に該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 栃木市大平まちづくり交流センター使用料の減免基準（条例施行規則第3条） 市長は次に掲げるものに該当するときは、前条の使用料を免除することができる。</p> <p>(1) 市が主催する行事等に利用するとき。</p> <p>(2) 市が共催する行事等に利用するとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別な理由があると認めたとき。</p>	